

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和2年第4回定例会提出予定議案の説明

(5) 議案第82号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例
の制定について

資料1 議案第82号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する
条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和2年5月27日

健康福祉局

議案第 8 2 号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する 条例の制定について

1 廃止する障害者就労支援施設の概要

名 称	川崎市わーくす大師
位 置	川崎区東門前 1 丁目 1 1 番 6 号
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建
延べ床面積	7 3 2. 8 m ²
開 設	昭和 6 0 年 4 月
定 員	就労移行支援 3 0 人、就労継続支援 2 0 人

2 廃止理由

川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第 1 次実施計画（平成 3 0 年 3 月策定）において、障害者通所施設（就労移行支援及び就労継続支援のみ提供する施設）については、民間により質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、公施設から民設の就労継続支援事業等を実施する施設によるサービス提供に移行させることとし、川崎市わーくす大師については、築 3 5 年と年数が経過しているものの、当面の間は現行の施設設備を活用することが可能であることから、建物の譲渡による民設化を行うこととされた。

上記計画に基づき、川崎市わーくす大師を指定管理期間が終了する令和 2 年度末をもって廃止するものである。

3 障害者就労支援施設

(1) 施設数

3 施設（川崎市わーくす大師、川崎市わーくす大島及び川崎市わーくす高津）

(2) 事業

就労移行支援に関すること、就労継続支援に関すること、就労定着支援に関すること、特定相談支援に関すること等

(3) 管理運営

川崎市わーくす大師及び川崎市わーくす高津については、指定管理者が管理運営を行っている。

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○川崎市障害者就労支援施設条例 昭和36年3月31日条例第13号</p>	<p>○川崎市障害者就労支援施設条例 昭和36年3月31日条例第13号</p>																
<p>(名称及び位置)</p>	<p>(名称及び位置)</p>																
<p>第2条 就労支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 就労支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川崎市わーくす大島</td> <td>川崎市川崎区大島1丁目28番5号</td> </tr> <tr> <td>川崎市わーくす高津</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目18番16号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(削除)		川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号	川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市わーくす大師</td> <td>川崎市川崎区東門前1丁目11番6号</td> </tr> <tr> <td>川崎市わーくす大島</td> <td>川崎市川崎区大島1丁目28番5号</td> </tr> <tr> <td>川崎市わーくす高津</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目18番16号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市わーくす大師	川崎市川崎区東門前1丁目11番6号	川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号	川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号
名称	位置																
(削除)																	
川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号																
川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号																
名称	位置																
川崎市わーくす大師	川崎市川崎区東門前1丁目11番6号																
川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号																
川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号																
<p>(事業)</p>	<p>(事業)</p>																
<p>第3条 就労支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p>	<p>第3条 就労支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p>																
<p>(削除)</p>	<p>(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第13項に規定する就労移行支援に関すること（わーくす大島及びわーくす高津を除く。）。</u></p>																
<p>(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。</u></p>	<p>(2) <u>法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。</u></p>																
<p>(削除)</p>	<p>(3) <u>法第5条第15項に規定する就労定着支援に関すること（わーくす大島及びわーくす高津を除く。）。</u></p>																
<p>(2) <u>法第5条第18項に規定する特定相談支援事業に関すること。</u></p>	<p>(4) <u>法第5条第18項に規定する特定相談支援事業に関すること。</u></p>																
<p>(3) <u>その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</u></p>	<p>(5) <u>その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</u></p>																
<p>(利用者)</p>	<p>(利用者)</p>																
<p>第8条 就労支援施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>第8条 就労支援施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>																
<p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定（第3条第1号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者</p>	<p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定（第3条第1号及び第2号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者</p>																
<p>(2) 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等</p>	<p>(2) 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等</p>																

改正後	改正前
(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により措置された者 (4) その他市長が適当と認める者	(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により措置された者 (4) その他市長が適当と認める者